

大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領（例規甲）

〔平成27年6月17日〕
兵警交規例規甲第22号

大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領を下記のように定め、平成27年7月1日から実施する。

記

第1 総則

1 趣旨

この要領は、大規模災害時の交通規制の実施要領及び災害応急対策等を実施するための車両としてあらかじめ緊急通行車両、規制除外車両、緊急輸送車両等として使用されるものであることの届出（以下「事前届出」という。）を受ける場合における事務処理、事前届出がなされた車両（以下「事前届出車両」という。）の確認事務、事前届出車両以外の車両の確認事務等（以下「緊急通行車両等の確認事務等」という。）について、必要となる事項を定めるものとする。

2 準拠

大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他別に定めあるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 大規模災害時の交通規制 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制、地震法第24条の規定に基づく交通規制、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制又は国民保護法第155条第1項の規定に基づく交通規制をいう。
- (2) 緊急交通路 災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間、地震法第24条の規定に基づく交通の禁止若しくは制限を行うために指定する道路の区間、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間又は国民保護法第155条第1項の規定に基づき指定する道路の区間をいう。
- (3) 緊急通行車両 災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の緊急通行車両又は国民保護法第155条第1項に規定する緊急通行車両をいう。

- (4) 規制除外車両 民間事業者による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両で、公安委員会が緊急交通路の通行を認めたもの並びに災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両で特別な自動車番号標を有するもの（以下「自衛隊車両等」という。）をいう。
- (5) 緊急輸送車両 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定により確認を受けた車両をいう。

第2 災対法による大規模災害時の交通規制の実施要領

1 総論

- (1) 大規模災害が発生した直後は、人命救助、被害の拡大防止並びに負傷者の搬送等に要する人員及び物資並びに被災地域への政府、自治体及びインフラストラクチャーの関係者の輸送を優先すること。
- (2) 緊急交通路に指定して大規模災害時の交通規制を実施する道路の区間は、道路の復旧状況、交通量等の変化に応じて、順次、縮小していくこと。
- (3) 緊急交通路を通行することができる車両の種別の範囲は、交通状況、被災地域のニーズ等を踏まえた優先度を考慮し、順次、拡大していくこと。

2 実施要領

(1) 基本方針

被災地域への車両の流入を抑制するため、被害状況の把握及び必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、迂回路への誘導指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等を実施することにより、災害応急対策の円滑な実施、交通の危険防止及び交通の混雑緩和のための措置を講ずる。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

- (ア) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、災害の規模、被害状況等のほか、道路状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。この場合において、緊急交通路に指定することが予定されている道路については、特に橋梁部の状況を中心に、車両の通行に支障がないかを優先的に確認すること。

- (イ) 道路の損壊が見込まれる場所においては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第5条、第6条等の交通規制により、歩行者及び車両の安全を確認しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、道路状況を確認するなどにより迅速に道路情報の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定前における措置

- (ア) 大規模災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道、自動車専用道路を中心として、道交法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施すること。

- (イ) 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、被災地域への車

両の流入抑制を図るため、前記(ア)の規定により実施された交通規制の範囲及び交通規制の対象について、速やかに広報すること。

- (ウ) 交通規制課長は、平時から大規模災害時の交通規制に係る交通規制の範囲、交通規制の対象等について、道路管理者と必要な調整を図ること。

ウ 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整

交通規制課長は、交通情報の収集内容を踏まえ、大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問の実施体制について、関係府県警察及び道路管理者との連絡及び調整を開始すること。

(3) 第一局面の交通規制

第一局面の交通規制（前記(2)のイの(ア)の規定による広域的な交通規制の後の交通規制をいう。）における交通規制の対象車両、広報の実施、資機材の速やかな配備及び迂回路対策は、次のとおりとする。

ア 交通規制の対象車両

緊急交通路の交通規制の対象車両は、緊急通行車両、自衛隊車両等、第3の4の(1)の報道関連車両、第3の4の(2)の急病人等を搬送中の車両並びに人命救助及び施設等の応急措置に資する次に掲げる規制除外車両以外の車両とする。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両
- (エ) 道路啓開（道路上の障害物等を除去することをいう。以下同じ。）のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の利用者による当該重機を輸送するための車両
- (オ) その他公安委員会が特に必要と認める車両

イ 広報の実施

通行の禁止又は制限に係る区域又は道路の区間その他第一局面の交通規制の実施に必要な事項を全国に周知させるための広報内容及びその発表時間について、警察庁と連絡及び調整を行った上広報することで、第一局面の交通規制を実施した際の通行を認める車両に係る斉一的な取扱いの確保を図るものとする。

ウ 資機材の速やかな配備

警察署長等は、平素から災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条第1項に規定する標示その他の必要な資機材の計画的な整備及び配備を行うとともに、大規模災害時の交通規制を実施したときは、当該資機材を速やかに、所定の場所へ配備するものとする。

エ 迂回路対策

- (ア) 迂回路の設定及び迂回路への誘導については、道路管理者との共同点検の実施等により、危険箇所がないことを確認した上、行うものとする。この場合において、必要に応じて警察官を交通要点に配置するなど、危険を回避するための措置をとるものとする。

(イ) 迂回路に設定された道路に信号機の倒壊及び停電による滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとるものとする。

(4) 第二局面の交通規制

第二局面の交通規制（第一局面の交通規制を実施して一定期間が経過した後に実施する交通規制をいう。）における交通規制の対象車両及び広報の実施は、次のとおりとする。

ア 交通規制の対象車両

(ア) 緊急交通路の交通量及び道路状況、緊急交通路以外の道路及び被災地域の復旧状況、被災地域のニーズ等を踏まえ、緊急性及び重要性を考慮した上、前記(3)のアの規定により規制除外車両とされた車両に加えて、次に掲げる車両を規制除外車両とすることについて検討するものとする。

- a 燃料を輸送する車両
- b 路線バス又は高速バス
- c 霊柩車きゆう
- d 次に掲げる物資を輸送する大型貨物自動車
 - (a) 医薬品、医療機器、医療用資材等
 - (b) 食料品、日用品等の消費財
 - (c) 建築用資材
 - (d) 金融機関の現金
 - (e) 家畜の飼料
 - (f) 新聞及び新聞用ロール紙

(イ) 緊急交通路の交通量等に余裕が認められるときは、速やかに大型貨物自動車、事業用自動車等についても大規模災害時の交通規制により交通規制の対象となった車両から一律に除外するなど、順次、交通規制を緩和するものとする。

イ 広報の実施

前記(3)のイの規定は、第二局面の交通規制における広報の実施について準用する。この場合において、前記(3)のイ中「第一局面の交通規制」とあるのは「第二局面の交通規制」と読み替えるものとする。

3 強制排除措置等

(1) 警察官による車両の移動等

ア 緊急交通路の指定前における措置

警察署長等は、緊急交通路の指定前に、道路管理者が災対法第76条の6の規定に基づき指定した道路の区間において、車両その他の物件が警察車両の通行の妨害となり、道路管理者が直ちに当該車両の移動等の措置をとることが困難なときは、道路管理者の委任を受けて警察官自ら必要な措置をとらせるとともに、可能な範囲で、当該措置の対象となった車両その他の物件に対する措置の

前後の状態を写真撮影等により記録させること。

イ 緊急交通路の指定後における措置命令等

警察署長等は、緊急交通路の指定後において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第1項に規定する措置命令又は同条第2項の規定による警察官が自ら講じる措置の積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置を講じた場合は、可能な範囲で、当該措置の対象となった車両その他の物件に対する措置の前後の状態を写真撮影等により記録させること。

ウ 警察署長等は、前記アの措置又は前記イの措置命令等を講じたときは、その旨を警察本部長（以下「本部長」という。）へ報告（交通部交通規制課経由）をするものとする。

(2) 道路管理者による車両の移動等に関する警察の措置等

ア 道路管理者からの車両の移動等の措置に係る情報提供

道路管理者が災対法第76条の6の規定により車両の移動等の措置を行った場合、事情を知らない車両等の占有者等が盗難被害に遭ったものと考え、警察に対して被害申告を行うこと等が想定されることから、道路管理者から当該地域を管轄する警察署長等に対して書面で行われる情報提供等を活用した適切な対応に努めること。この場合において、交通部高速道路交通警察隊長に対して当該情報提供がなされた場合は、関係する警察署長との情報共有に努めること。

また、放置車両の所有者等に連絡を取ることにについて、道路管理者から協力要請があった場合には、所有者の氏名や電話番号等の個人情報の取扱いに十分注意の上、可能な限り協力すること。

イ 道路管理者との連携強化

交通規制課長及び警察署長等は、大規模災害時には通信が途絶することも想定されるため、平時から、道路管理者と連絡体制について協議しておくこと。

ウ 道路啓開に関する要請

本部長は、災対法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限を行うため必要があると認めるときは、災対法第76条の4の規定により道路管理者に対し、交通部長が定める様式の要請書により道路の区間の指定等の要請を行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭によりこれを行い、事後速やかに要請書に必要事項を記入の上、送付するものとする。

4 他法令の適用等

(1) 原災法

ア 原災法による大規模災害時の交通規制の対象車両

原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の対象車両は、緊急通行車両、自衛隊車両等、前記2の(3)のアに掲げる規制除外車両、第3の4の(1)の報道関連車両及び第3の4の(2)の

急病人等を搬送中の車両以外の車両とする。

イ 読替え適用

前記1、2及び3の規定は、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施要領について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2の2の(3)のウ	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）	原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令
第2の3の(1)のア	災対法	原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法
第2の3の(1)のイ	災害応急対策	緊急事態応急対策
	災対法	原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法
第2の3の(2)のア	災対法	原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法
第2の3の(2)のウ	災対法	原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法

(2) 国民保護法

ア 国民保護法による大規模災害時の交通規制の対象車両

国民保護法第155条第1項の規定に基づく交通規制の対象車両は、緊急通行車両、自衛隊車両等、前記2の(3)のアに掲げる規制除外車両、第3の4の(1)の報道関連車両及び第3の4の(2)の急病人等を搬送中の車両以外の車両とする。

イ 読替え適用

前記1、2及び3（前記3の(1)のア並びに3の(2)のア及びウの規定を除く。）の規定は、国民保護法第155条第1項の規定に基づく交通規制の実施要領について

て適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2の2の(3)のウ	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条の規定により準用する災対法施行令
第2の3の(1)のイ	災害応急対策	国民の保護のための措置
	災対法	国民保護法第155条第2項の規定により準用する災対法

第3 緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱い

1 緊急通行車両

緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両の事前届出車両の確認事務、緊急通行車両の事前届出車両以外の車両に係る確認事務及び緊急通行車両の指定行政機関等に対する指導等は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両の事前届出

ア 事前届出の対象車両

緊急通行車両の事前届出の対象となる車両は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める要件のいずれにも該当するものとする。ただし、大規模災害時の交通規制の対象から除外する自衛隊車両等については、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項に規定する標章（以下「確認標章」という。）の交付は行わないことから、事前届出の対象としないものとする。

緊急通行車両の区分	要件
災対法の規定に基づく緊急通行車両	<p>1 大規模災害時において、災対法第2条第8号に規定する防災基本計画、同条第10号に規定する地域防災計画等に基づき、同法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>2 指定行政機関（災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。）の長、指定地方行政機関（同法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、地方公共</p>

	<p>団体の長その他の執行機関、指定公共機関（同法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）（以下「災対法による指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは災対法による指定行政機関等との契約により常時災対法による指定行政機関等の活動のために使用される車両又は大規模災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。</p>
<p>原災法の規定に基づく緊急通行車両</p>	<p>1 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第2条第12号に規定する防災計画、同法第7条に規定する原子力事業者防災業務計画等に基づき、同法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>2 災対法による指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言があった場合において、他の関係機関、団体等から調達する車両であること。</p>
<p>国民保護法の規定に基づく緊急通行車両</p>	<p>1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。）が発生した場合において、国民保護法第32条第1項に規定する基本指針、同法第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画、同法第36条第1項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、同法第10条第1項若しくは第2項、第11条第1項、第16条第1項又は第21条第1項に規定する国民の保護のための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>2 指定行政機関（事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。）の長、指定地方行政機関（同法第2条第5号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関（同法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）（以下「事態対処法による指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは事態対処法による指定行政機関等との契約等により常時事態対処法による指定行</p>

政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等が発生した場合において、他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

イ 緊急通行車両の事前届出を行う者等

緊急通行車両の事前届出を行う者、事前届出先並びに事前届出に必要な書類及び部数は次のとおりとする。

(ア) 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行車両に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

(イ) 事前届出先

事前届出は、事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の長（以下「管轄警察署長」という。）を經由して、交通規制課長に行うものとする。ただし、兵庫県及び神戸市からの事前届出については、直接、交通規制課長に対して行うことができるものとするほか、県内に複数の事業所等を有する指定公共機関（災対法第2条第5号に規定する指定公共機関又は事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。）、指定地方公共機関（災対法第2条第6号に規定する指定地方公共機関又は国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）等については、交通規制課長と協議の上、交通規制課長又は管轄警察署長へ事前届出を行うことができるものとする。

(ウ) 事前届出に必要な書類及び部数

事前届出を行う者は、交通部長が定める様式の緊急通行車両等事前届出書（以下「事前届出書」という。）2部、交通部長が定める様式の緊急通行車両等一覧表（以下「一覧表」という。）2部及び別表第1に定める添付書類各1部を提出するものとする。

ウ 事前届出の受理等

(ア) 交通規制課長又は管轄警察署長は、前記イの(イ)の事前届出があったときは、事前届出書、一覧表及び添付書類を確認した上でこれを受理するものとする。

この場合において、管轄警察署長は、当該届出に係る書類のうち、事前届出書2部、一覧表1部及び添付書類1部（以下「事前届出書等」という。）を交通規制課長に送付するとともに、一覧表1部を保管するものとする。

(イ) 交通規制課長は、前記(ア)の規定により事前届出を受理し、又は管轄警察署長から事前届出書等の送付を受けたときは、交通部長が定める様式の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（以下「受理・交付簿」という。）に必要事項を記載するものとする。

エ 審査

交通規制課長は、前記ウの規定により事前届出を受理し、又は管轄警察署長から事前届出書等の送付を受けたときは、当該事前届出に係る車両について、前記アに掲げる対象車両の要件に該当するかどうかの審査を行うものとする。

オ 届出済証の交付

(ア) 交通規制課長は、前記エの審査を行った結果、緊急通行車両に該当すると認めるものについては、受理・交付簿に必要事項を記載の上、交通部長が定める様式の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。この場合において、管轄警察署長を経由して事前届出がなされたものについては、当該管轄警察署長に届出済証を送付するものとする。

(イ) 交通規制課長から届出済証の送付を受けた管轄警察署長は、事前届出を行った者に届出済証を交付するものとする。

カ 届出済証の再交付

(ア) 交通規制課長及び管轄警察署長は、届出済証の交付を受けた者から事前届出書の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出を受けたときは、届出済証の交付を受けた者から当該届出済証（亡失の場合を除く。）を添えて再度前記イの事前届出の手続を行わせるものとする。

(イ) 交通規制課長又は管轄警察署長は、前記(ア)の事前届出があったときは、事前届出書、一覧表及び添付書類を確認した上でこれを受理するものとする。この場合において、管轄警察署長は、一覧表の右上部欄外に「再」と朱書きし、当該事前届出書等を交通規制課長に送付するとともに、一覧表1部を保管するものとする。

(ロ) 交通規制課長は、前記(ア)の事前届出を受理し、又は前記(イ)の規定により管轄警察署長から事前届出書等の送付を受けたときは、前記オの(ア)の規定により記載した受理・交付簿に再交付した理由及び再交付年月日を記載するとともに、右上部に「再」と朱書きして届出済証を再交付の届出を行った者に交付するものとする。この場合において、当該届出が管轄警察署長を経由してなされたものについては、当該管轄警察署長を経由して交付するものとする。

キ 届出済証の返還

交通規制課長は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったときその他緊急通行車両として使用する必要がなくなったと認めるとき、届出済証の再交付を得た後に亡失した届出済証を発見したときは、速やかに届出済証を返還させること。

(2) 緊急通行車両の事前届出車両の確認事務

ア 交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、大規模災害時において、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出に優先して取り扱うものとする。

イ 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の

使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災害対策基本法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行い、交通部長が定める様式の緊急通行車両等確認証明書交付簿（確認申請書受理簿）（以下「証明書交付簿」という。）に所要事項を記載し、処理状況を明らかにしておくこと。

ウ 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）、各警察署又は交通検問所において行うことができるものとする。

エ 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、確認標章の有効期限は、本部長が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1箇月後の日とする。

オ 確認標章の記載事項を誤って記載した場合は、偽造、変造等を防止する観点から訂正して使用させることなく、新たなものを交付すること。

カ 確認標章及び証明書については、速やかに交付すべきものであることから、交通規制課長等は、事前に十分な枚数の確認標章及び証明書を準備しておくこと。

キ 交通規制課長等は、届出者に対して確認標章を当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示した上、証明書を当該車両に備え付けておくよう指示するとともに、必要がなくなったときは速やかに確認標章及び証明書を返還するよう指示するものとする。

ク 他の都道府県において交付された届出済証についても、前記(1)のオの規定により交付される届出済証と同様に取り扱うものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出車両以外の車両に係る確認事務

ア 交通規制課長等は、大規模災害時において、届出済証の交付を受けていない車両の使用者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、原則として警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）又は各警察署において行うものとする。

イ 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、届出者に交通部長が定める様式の緊急通行車両等確認申請書（以下「申請書」という。）1部、届出者に必要事項を記載させた証明書及び前記(1)のイの(ウ)の添付書類を提出させ、証明書交付簿に所要事項を記載した上、前記(1)のアに掲げる対象車両の要件に該当するかどうかの審査を行うものとする。

ウ 前記(2)のエからキまでの規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書の規定について準用する。

(4) 緊急通行車両の指定行政機関等に対する指導等

ア 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長は、災対法による指定行政機関等及び事態対処法による指定行政機関等（以下「指定行政機関等」という。）に対して、緊急通行車両の事前届出に関する手続、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の紛失等の防止について指導を行うものとする。

イ 兵庫県関係部局との調整

交通規制課長は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から大規模災害時における確認事務に係る申出があった場合は、必要に応じて、兵庫県関係部局と調整を図るものとする。

2 規制除外車両

規制除外車両の事前届出、規制除外車両の事前届出車両の確認事務、規制除外車両の事前届出車両以外の車両に係る確認事務及び規制除外車両の事前届出者に対する指導等は、次のとおりとする。

(1) 規制除外車両の事前届出

ア 除外事前届出の対象車両

規制除外車両の事前届出（以下「除外事前届出」という。）の対象となる車両は、前記第2の2の(3)のアの(ア)から(エ)に掲げる車両であって緊急通行車両に該当しないものとする。

イ 除外事前届出の受理、審査等

前記1の(1)のイからキまでの規定は、除外事前届出を行う者等、除外事前届出の受理等、除外事前届出の審査、除外届出済証の交付、除外届出済証の再交付及び除外届出済証の返還について、それぞれ準用する。この場合において、前記1の(1)のイ中「緊急通行車両等事前届出書」とあるのは「規制除外車両事前届出書」と、「別表第1に定める」とあるのは「別表第2に定める車両の区分に応じた」と、前記1の(1)のオ中「緊急通行車両等事前届出済証」とあるのは「規制除外車両事前届出済証」と読み替えるものとする。

ウ 除外事前届出を行った後に緊急通行車両として取り扱うこととなった場合

除外事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、緊急通行車両として取り扱うこととなった場合は、改めて緊急通行車両としての事前届出を行わせるものとする。

(2) 規制除外車両の事前届出車両の確認事務

前記1の(2)の規定は、規制除外車両の事前届出車両の確認事務について準用する。この場合において、前記1の(2)中「災害対策基本法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書」とあるのは「交通部長が定める様式の規制除外車両確認証明書」と読み替えるものとする。

(3) 規制除外車両の事前届出車両以外の車両に係る確認事務

ア 第一局面の交通規制の実施時においては、除外事前届出がなされた車両を含む前記2の(1)のアの除外事前届出の対象となる車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 交通規制課長等は、除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から規制除外車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、原則として警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）又は各警察署において行うものとする。

ウ 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に当たっては、届出者に申

請書1部、届出者に必要事項を記載させた交通部長が定める様式の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）及び別表第2の車両の区分に応じた添付書類を提出させ、証明書交付簿に必要事項を記載した上、第一局面の交通規制の実施時においては前記2の(1)のアの規定に該当する対象車両であるかの審査を行うものとする。

エ 第二局面の交通規制の実施時において、前記第2の2の(4)のアの(ア)に掲げる車両を規制除外車両であることの確認を行う場合は、別表第3の規制除外車両の対象車両ごとに定める確認事項を確認するものとする。

オ 前記1の(2)のエからキの規定は、規制除外車両の事前届出車両以外の車両に係る確認事務について準用する。

(4) 規制除外車両の事前届出者に対する指導等

前記1の(4)の規定は、規制除外車両の事前届出者に対する指導等について準用する。

3 緊急輸送車両

緊急輸送車両の事前届出の対象車両、緊急輸送車両の事前届出、事前届出車両の確認事務等及び緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 緊急輸送車両の事前届出の対象車両

緊急輸送車両の事前届出の対象となる車両は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、大規模災害時の交通規制の対象から除外される自衛隊車両等については、確認標章の交付は行わないことから、事前届出の対象としないものとする。

ア 地震法第9条第1項の規定に基づく警戒宣言が発せられた場合において、同法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

イ 災対法による指定行政機関等（同法第2条第6号に規定する指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは災対法による指定行政機関等との契約等により常時災対法による指定行政機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言が発せられた場合に他の関係機関、団体等から調達する車両

(2) 緊急輸送車両の事前届出、事前届出車両の確認事務等

前記1の(1)のイからキまで、(2)（エの後段を除く）、(3)のア及びイ、(3)のウにおいて準用する(2)のエからキまで並びに(4)の規定は、緊急輸送車両の事前届出を行う者等、事前届出の受理等、審査、届出済証の交付、届出済証の再交付、届出済証の返還、緊急輸送車両の事前届出車両の確認事務、緊急輸送車両の事前届出車両以外の車両に係る確認事務並びに緊急輸送車両の指定行政機関等に対する指導等について、それぞれ準用する。この場合において、前記1の(2)のイ中「災対法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書」とあるのは「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明

書」と、前記1の(2)のエからキ及び(3)のウ中「確認標章」とあるのは「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する標章」と読み替えるものとする。

(3) 緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすものとする。

4 その他の車両の確認事務等に係る取扱い

(1) 報道関連車両の取扱い

ア 事前届出、確認事務等

災対法又は事態対処法に規定する指定公共機関又は指定地方公共機関である報道機関及び災害時における指定行政機関等との報道協定の締結により災対法又は事態対処法に規定する指定地方公共機関に準じた位置付けの報道機関（以下「指定報道機関」という。）の使用する車両は、緊急通行車両とみなして前記1に準じて事前届出、確認事務等を行い、使用目的の明白性、緊急性等に配慮すること。

イ 事前届出受理時における登録（車両）番号の取扱い

交通規制課長又は管轄警察署長は、指定報道機関が一般旅客自動車運送事業者との契約により日常的に取材・報道用に使っている車両を大規模災害時においても取材・報道用の車両として使用すると認められるが、事前に車両の特定が困難なものについては、登録（車両）番号未決定の形で事前届出を受理するものとする。

ウ 確認事務を行う際の登録（車両）番号の取扱い

交通規制課長等は、前記イの規定により登録（車両）番号未決定の形で事前届出を受理したものについて、確認事務を行うときは、実際に使用する車両の登録（車両）番号を確認の上、事前届出書、確認標章及び証明書に当該番号を記載すること。

エ 大規模災害時の確認の特例

交通規制課長等は、指定報道機関が大規模災害時においてやむを得ず事前届出を行っていない車両を取材・報道用車両として使用する場合は、腕章・身分証明書の携帯や社旗の掲示等により、緊急の取材・報道用車両と認められる車両に限り、緊急通行車両の確認に必要な書類の提出を省略し、速やかに確認標章及び証明書を交付するものとする。ただし、緊急交通路における他の緊急通行車両等の通行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときはこの限りでない。

(2) 急病人等を搬送中の車両の取扱い

ア 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送に使用中の車両にあつては、緊急措置として、現場警察官の判断により規制除外車両の確認に必要な書類の提出を省略し、確認標章の裏面に「除外証明書省略」と記載の上、所属及び氏名を記入し、当該確認標章の交付者を明らかにして交付するものとする。この場合におい

て、有効期限については災害等の状況に応じて必要と認める最小限の期間とする。

イ 現場警察官が確認標章を交付できないときは、最寄りの警察署又は警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）で交付を受けるよう教示し、そのまま緊急交通路を通行させるものとする。

5 確認標章の交付件数の報告

警察署長は、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制を実施したときは、確認標章の交付件数を交通部長が定める様式の緊急通行車両に対する標章交付件数報告書又は交通部長が定める様式の規制除外車両に対する標章交付件数報告書により交通規制課長に報告するものとする。なお、当該報告の時期については、大規模災害時に交通規制課長が別途通知する。

6 関係機関、関係事業者等への周知

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認事務、事前届出車両以外の車両の確認事務等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別表第1

添付書類	
1	輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し (当該書類がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)
2	自動車検査証等の写し

別表第2

車両の区分	添付書類
医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両	自動車検査証の写し及び医師若しくは歯科医師の免状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両	自動車検査証の写し及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両	自動車検査証の写し及び車両の写真(自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)
道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の利用者による当該重機を輸送するための車両	自動車検査証の写し及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるものであり、重機輸送用車両については、写真は重機を積載した状況のもの)

別表第3

規制除外車両	確認事項
燃料を輸送する車両(タンクローリー)	自動車検査証等により車両の形状を確認する。
路線バス・高速バス	自動車検査証の利用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。
霊柩車	自動車検査証等により車両の形状を確認する。
一定の物資を輸送する大型貨物自動車	自動車検査証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次の物資等を輸送すること等を確認する。 1 医薬品、医療機器、医療用資材等 2 食料品、日用品等の消費財 3 建築用資材 4 金融機関の現金 5 家畜の飼料 6 新聞、新聞用ロール紙